

# 東京医科歯科大学医学部附属病院クリニカルパス委員会規則

平成26年 3月25日  
規則 第9号

## (設置)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学医学部附属病院(以下「病院」という。)に、国立大学法人東京医科歯科大学医学部附属病院クリニカルパス委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (目的)

第2条 委員会は、病院におけるクリニカルパスの選択及びその適正な管理を行うことを目的とする。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学院医歯学総合研究科(医学系)の臨床系又は病院所属の教員2名
- (2) 保険医療管理部副部長
- (3) 薬剤師 若干名
- (4) 臨床検査技師 若干名
- (5) 医療情報部教員
- (6) 管理栄養士 若干名
- (7) 看護師 若干名
- (8) 医事課診療報酬対策室長
- (9) 診療放射線技師 若干名
- (10) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第1号、第3号、第4号、第6号、第7号及び第9号、第10号の委員は、病院長が委嘱する。

## (委員の任期等)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する病院長の任期の末日以前とする。

3 第1項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1)新規クリニカルパスの作成に関すること。
- (2)クリニカルパスの運用見直しに関すること。
- (3)クリニカルパスの教育活動に関すること。
- (4)その他クリニカルパスの運用に関すること。

(委員長)

第6条 委員会には委員長を置き、第3条第1項各号の委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 議長に事故があるときは、委員長の指名する者がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、医学部附属病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(その他)

第11条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成26年3月25日から施行し、平成26年3月1日から適用する。

附 則(平成26年6月19日規則第45号)

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則(平成28年3月24日規則第56号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 クリニカルパス小委員会内規(平成26年3月25日医学部附属病院長制定)は、廃止する。

附 則(平成29年1月26日規則第18号)

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則(平成29年11月28日規則第135号)

この規則は、平成29年12月1日から施行する。